

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願2006-521516
起案日	平成21年 9月 7日
特許庁審査官	稲垣 良一 4055 5B00
特許出願人代理人	谷 義一(外 1名) 様
適用条文	第29条柱書、第29条第2項、第36条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から3か月以内に意見書を提出してください。

理 由

[1] この出願の下記の請求項に記載されたものは、下記の点で特許法第29条第1項柱書に規定する要件を満たしていないから、特許を受けることができない。

記

請求項1-3に記載された方法について、各工程の動作の主体が不明であり、人間が行うものなのか、コンピュータのハードウェア及びソフトウェアにより実現されるものかも不明である。

仮に、人間が行うものとするれば、人間の精神活動に基づいて行われる人為的な操作を特定したものとも把握できるから、全体として自然法則を利用した技術的思想の創作であるとはいえない。

したがって、請求項1-3に記載されたものは、特許法第29条第1項柱書に規定する要件を満たしていない。

[2] この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第36条第6項第1号に規定する要件を満たしていない。

記

請求項4, 5に記載された「前記修正は、前記第1のアプリケーションマネー

「前記修正は、前記第2のアプリケーションマネージャにリソースを割り振る」ことについて、第2のコンピュータが、第1のコンピュータに存在するアプリケーションマネージャにリソースを割り振ることは、発明の詳細な説明に記載されていない。

同様に、請求項5に記載された「前記第1のアプリケーションマネージャから前記リソースを割振り解除すること」についても、第2のコンピュータが、第1のコンピュータに存在するアプリケーションマネージャからリソースの割振りを解除することは、発明の詳細な説明に記載されていない。

よって、請求項4、5に係る発明は、発明の詳細な説明に記載したものでない。

同様に、請求項6、7に係る発明は、発明の詳細な説明に記載したものでない。

[3] この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしていない。

記

A. 請求項1-3に記載された方法について、各工程の動作の主体が不明である。

B. 請求項1、5に記載された「前記修正の部分を逆転する」ことについて、「修正の部分」を「逆転する」とは、どのような技術的事項を意味しているのか不明である。

C. 請求項1に記載された「前記修正」について、「前記修正は、前記第1のアプリケーションにリソースを割り振ることを含む」「前記修正は、前記第2のアプリケーションに前記リソースを割り振ることを含む」と記載されており、その定義が明確でない。

請求項4、5に記載された「前記修正は、前記第1のアプリケーションマネージャにリソースを割り振ることを含む」「前記修正は、前記第2のアプリケーションマネージャに前記リソースを割り振ることを含む」についても同様である。

D. 請求項1に記載された「前記使用可能なコンピュータ上」について、前記として参照されるべき「使用可能なコンピュータ」の記載が同記載より前に存在しない。

E. 請求項3に記載された「そのタイプ」について、「あるタイプ」「前記第2のアプリケーションのタイプと同一のタイプ」のいずれを指しているのか明確ではない。

請求項7に記載された「前記タイプ」についても、同様である。

F. 請求項3, 7に記載された「アプリケーションをインストールし実行するように要求された修正」について、「インストールし実行するように要求された修正」がどのような技術的事項を意味するのか不明である。

G. 請求項4に記載された「前記修正を記録することによって、第1のアプリケーションをインストールし実行し」について、修正を記録することと、第1のアプリケーションがインストールされることとの技術的な関連性が不明である。

H. 請求項4に記載された「前記第1のアプリケーションマネージャにリソースを割り振る」ことについて、第2のコンピュータ上で実行されない第1のアプリケーションマネージャのために、リソースを割り振る意味が不明である。

同様に、請求項5に記載された「第2のアプリケーションマネージャに前記リソースを割り振る」ことについても、第2のコンピュータ上で実行されない第2のアプリケーションマネージャのために、リソースを割り振る意味が不明である。

I. 請求項5に記載された「前記第1のアプリケーションマネージャからリクエストされると、・・・を実行する」について、従属元の請求項4にも「前記第1のアプリケーションマネージャからリクエストされると、・・・実行し」という記載が存在するため、請求項5に係る発明において第1のアプリケーションマネージャからリクエストを受けた場合に、いずれの請求項に記載された事項が実行されるのか明確でない。

よって、請求項1-5, 7に係る発明は明確でない。

同様に、請求項6に係る発明は明確でない。

なお、請求項3, 7に係る発明については、出願内容が著しく不明確であるから、新規性及び進歩性についての審査を行っていない。

[4] この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから

、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

[請求項] 1

[引用文献] 1, 2

[備考]

引用文献1 (【0006】、【0018】－【0027】、【0054】－【0056】段落)には、PCとターゲット機器(本願発明の「コンピュータ」に対応)がネットワークで接続されたシステムにおいて、PCからターゲット機器に対してプログラムの実行要求がなされると、ターゲット機器はプログラムをダウンロードして主記憶装置及び外部記憶装置に格納し、格納したプログラムを実行する発明が記載されている。

引用文献1には更に、指定期間内に実行されなかったプログラムを外部記憶装置から削除することが記載されている。

引用文献1には、修正を記録すること、記録した修正に従ってコンピュータへの修正の部分を逆転することについての具体的な記載がない点で、本願発明と相違する。

しかしながら、引用文献2 (【0026】段落)にはインストール時に変更する情報を参照ファイルに記録し、アンインストール時に参照ファイルの内容に基づいてインストール時に変更した情報のみを復元する技術が記載されている。

そうすると、引用文献1に記載された発明において、プログラムをダウンロードして記憶装置に格納する際に、記憶装置に対する修正を記録し、プログラムを記憶装置から削除する際に、記録した修正に従って修正部分を復元する構成を想到することは、当業者にとって格別な困難性を伴うものではないといえる。

また、第1のアプリケーションを削除したのち、第1のアプリケーションのインストールと同様の方法によって、第2のアプリケーションをインストールして実行するように構成することは、当業者であれば適宜なし得る程度の事項である。

したがって、本願の請求項1に係る発明は、引用文献1, 2に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

[請求項] 2

[引用文献] 1, 2

[備考]

引用文献1には、プログラムを主記憶装置及び外部記憶装置に格納することが記載されている。

[請求項] 4, 5

[引用文献] 1, 2

[備考]

引用文献1には既に検討したとおりの発明が記載されている。

引用文献1に記載された「PC」「ターゲット機器」は、本願発明の「第1のコンピュータ」「第2のコンピュータ」にそれぞれ対応する。

引用文献1の【0006】段落には、PCにターゲット機器用のプログラムを予め格納しておくことが記載されているから、引用文献1に記載された発明において、第1のアプリケーションをPCが管理する構成を想到することに、格別な困難性を見いだすことはできない。

[請求項] 6

[引用文献] 1, 2

[備考]

請求項2で検討したとおりである。

拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

引用文献等一覧

1. 特開2001-331321号公報
2. 特開平10-105383号公報

先行技術文献調査結果の記録

- ・調査した分野 IPC G06F 9/445
 G06F 13/00
 G06F 15/00
- ・先行技術文献 1.米国特許出願公開第2002/0019844号明細書
 2.特開平8-55059号公報

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

この拒絶理由通知書についてのお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡ください。

特許審査第四部 情報処理 稲垣 良一

整理番号:

発送番号:602590 発送日:平成21年 9月11日

6/E

TEL: 03(3581)1101 内線3544

FAX: 03(3501)0737